知っておくと、お！得な情報ボックス
知っ得ボックス

令和4年度 町消防操法大会を中止

令和4年度の長島町消防操法大会を6月26日(日)に予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催の中止を決定しました。

問い合わせ先
役場総務課消防係
☎(86)1111[直通]

納涼大会などを中止

納涼大会やあづまCUPビーチバレー大会、ブリのつかみ取り大会などは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止を決定しました。

問い合わせ先
長島町観光協会
(役場水産景観課内)
☎(86)1137[直通]

海水浴場およびキャンプ場の開設

長島青少年旅行村(小浜海水浴場・キャンプ場)とあづま海水浴場、松ヶ平キャンプ場を次のとおり開設します。

○開設期間
7月16日(土)～8月31日(水)

問い合わせ先
長島町観光協会
(役場水産景観課内)
☎(86)1137[直通]

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地近接等危険住宅移転事業とは、がけ地の崩壊などにより、住民の生命が危険となるおそれのある土地に建っている住宅を、安全な場所に移転するため、国と県および町が移転者に危険住宅の除却などに要する費用と、新たに建設または購入する住宅に要する経費(金融機関から融資を受けた借入金の利子相当額)に対して補助金を交付する制度です。

問い合わせ先
役場建設課建築係
☎(86)1132[直通]

詳しくは、問い合わせください。

○補助内容
・危険住宅の撤去および移転(上限97万5千円)
・危険住宅に代わる住宅の建設などで、金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額(上限731万8千円)

○対象
・県の建築基準法施行条例に基づく災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域)
・県の建築基準法施行条例に基づくがけの区域
・土砂災害特別警戒区域
※危険住宅居住者の親族が居住者のために住宅を建設または購入する場合も対象となります。
※危険住宅を撤去し、公営住宅に入居したり、親族の家に同居したりする場合も、事業の対象となりますが、空き家の撤去の対象とはなりません。

危険空き家の解体費用を補助します

町では、倒壊のおそれがあるなどの危険な空き家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空き家などの解体工事の費用の一部を補助します。(長島町危険空家等解体撤去事業)

詳しくは、問い合わせください。

○補助金額
解体撤去工事の費用の80パーセント以内の額

○条件
・長島町危険空家等解体撤去事業要綱に定める基準を満たすこと
・公共事業などの補償の対象となっていないこと
・火災を原因とするものではないこと
・町税などの滞納がないこと

○募集期限
7月29日(金)
※申請件数が多数の場合は締め切る場合があります。

○注意事項
・申請した場合でも、必ず実施できるわけではありません。
・これまで申請されたものから順次予算の範囲内で実施します。

問い合わせ先
役場建設課建築係
☎(86)1132[直通]

・現地調査で補助対象外と判断される場合があります。
・家財、立木などの処分費用は対象外です。
・倉庫単体の解体撤去は対象外です。

手話入門講座受講生募集

町では、手話の基礎的な技術を学びたいかたや手話を通してボランティア活動をしてみたいかたなどを対象に手話入門講座を開催します。

手話を習ったことのない初心者のかたも歓迎します。興味のあるかたは、気軽に申し込みください。

○対象者
小学4年生以上

○開催期間および時間
7月13日(水)～12月7日(水)までの毎週水曜日(全21回)
午後7時～9時

○会場
町開発総合センター3階大会議室

○受講料
無料

申し込み・問い合わせ先
役場福祉事務所障害福祉係
☎(86)1146[直通]

※損害保険料(350円)は自己負担になります。

○申込期限
7月5日(火)

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金

戦没者など遺族に対する第11回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

請求期限を過ぎると、この弔慰金を受ける権利がなくなりますので、早めに請求してください。

○請求期限
令和5年3月31日(金)

○支給対象者
令和2年4月1日を基準として、「恩給法による公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、支給順位で順位が先になる遺族一人に支給。

○支給順位
①援護法による弔慰金受給権者
②戦没者などの子
③戦没者などの(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※支給要件があり、遺族の状況(婚姻・養子縁組・生計同一など)により順位が入れ替わります。
④①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

○支給内容
名称:第11回特別弔慰金国庫債券「い号」
額面:25万円(5年償還の記名国債)

請求・問い合わせ先
役場福祉事務所高齢者支援係
☎(86)1146[直通]

令和4年度 甲種防火管理新規講習

消防法第8条第1項に規程する防火管理者の資格取得講習を次のとおり実施します。

○講習日時
7月25日(月)・26日(火)
午前9時～午後5時

○場所
風テラスあくね(阿久根市民交流センター)交流室1・2

○募集人員
30人

○受講申込受付期限
7月1日(金)

○受講料
3500円(テキスト代含む)

○対象者
阿久根市・長島町内に居住されているまたは阿久根市・長島町内の事業所などに勤務されているかた

請求・問い合わせ先
阿久根地区消防組合東分遣所
☎(86)0119[直通]
阿久根地区消防組合長島分遣所
☎(88)5333[直通]

6月は土砂災害防止月間

県では6月を土砂災害防止月間として、土砂災害の防止および被害の軽減を呼び掛けています。

ハザードマップで土砂災害のおそれのある地域、避難場所・避難所、避難経路の情報を確認するなど、日頃の備えと早めの避難をお願いします。

問い合わせ先
県砂防課
☎099(286)3616